

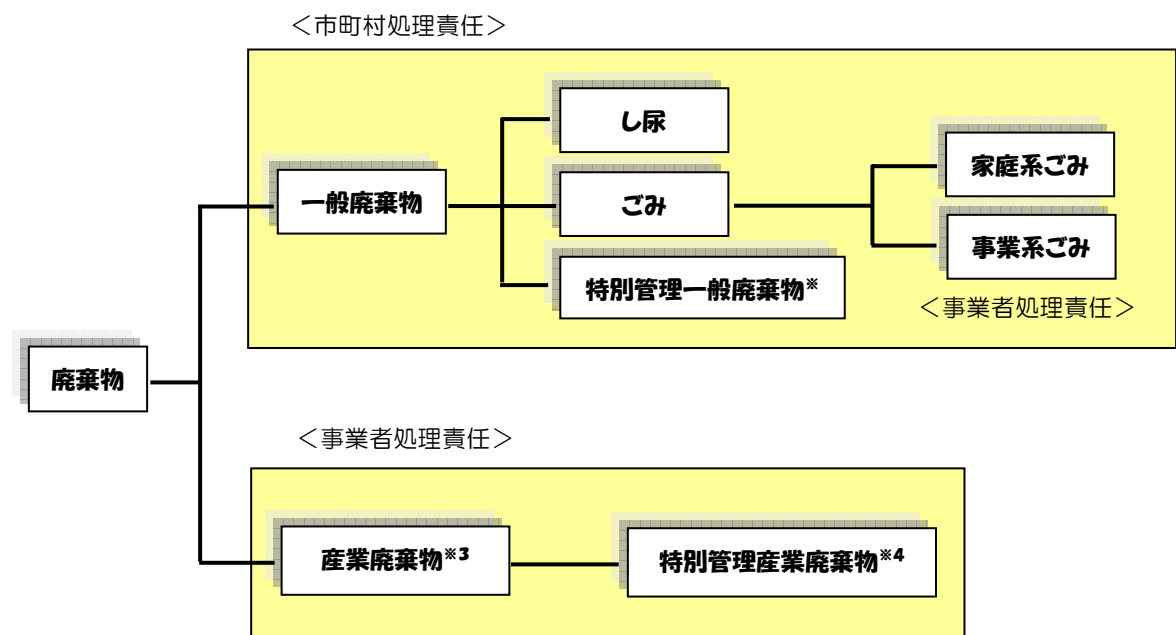
廃棄物とは…

「廃棄物」とは、廃棄物処理法^{※1}により、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。）をいい、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になったもの」と定義されています。また、廃棄物に該当するか否かは、「占有者の意思、その性状等を総合的に勘案すべきもの」とされています。

■廃棄物の分類

廃棄物は、「一般廃棄物」と「産業廃棄物」の2つに分けられます。産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち法令で定められた20種類をいい、それ以外のものが一般廃棄物とされています。事業者が排出する廃棄物（産業廃棄物、一般廃棄物）は事業者自ら処理することが原則とされています。また、一般廃棄物の処理は最終的に市町村が責任を持ちます。

また、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に被害を生じるおそれのある性状をもつ廃棄物を「特別管理一般廃棄物」、「特別管理産業廃棄物」として、特別な基準で処理されます。



(※1) 廃棄物処理法：廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(※2) 爆発性、毒性、感染性、引火性、腐食性等有るもの（PCB使用製品、ばいじん、感染性一般廃棄物等）

(※3) 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、鋸さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、これらを処分するために処理されたもの

(※4) 爆発性、毒性、感染性等有るもの、感染性産業廃棄物、特定有害産業廃棄物（PCB、石綿等）等

【産業廃棄物】

事業活動に伴って排出される廃棄物で、以下に該当するもの。

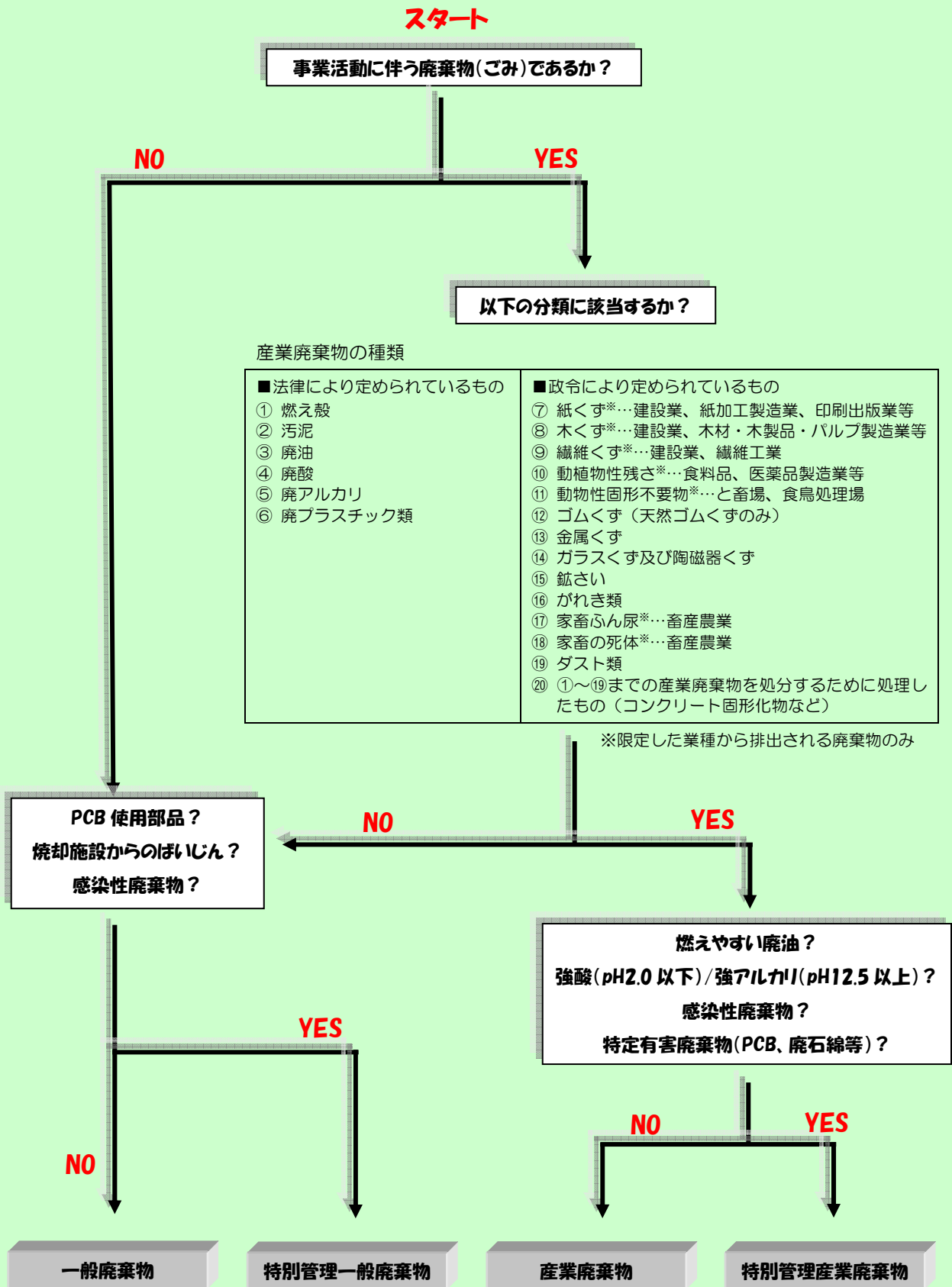
	種 類	業種指定等
法律	①燃え殻	石炭がら、焼却炉残灰、炉清掃排出物、その他焼却残さ
	②汚泥	工場排水等処理後に残る泥状のもの、下水汚泥、建設汚泥など
	③廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、切削油、絶縁油、溶剤など
	④廃酸	廃硫酸、廃塩酸、各種有機廃酸類などの酸性廃液
	⑤廃アルカリ	廃ソーダ液、金属石けん液などのアルカリ性廃液
	⑥廃プラスチック類	合成樹脂/合成繊維くず、合成ゴムくず、その他合成高分子化合物
政令	⑦紙くず	紙くず及び板紙など ①建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴うもの） ②パルプ、紙又は紙加工品製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行なう者に限る）に係るもの ③出版業（印刷出版を行なうものに限る）に係るもの ④製本業及び印刷物加工業に係るもの ⑤PCB が塗布され又は染み込んだもの
	⑧木くず	木くず、おがくず、バーク類など ①建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴うもの） ②木材又は木製品製造業（家具製造業含む）に係るもの ③パルプ製造業及び輸入木材卸売業に係るもの ④PCB が染み込んだもの
	⑨繊維くず	木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず ①建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴うもの） ②繊維工業（衣服その他繊維製品製造業を除く）に係るもの ③PCB が染み込んだもの
	⑩動植物性残さ	①食品製造業、②医薬品製造業又は③香料製造業において、原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物
	⑪動物系固形不要物	と畜場において「とさつ」し、又は解体した獣築及び食鳥処理場において食鳥処理をした食鳥に係る固形状の不要物
	⑫ゴムくず	生ゴム、天然ゴム（廃タイヤは合成ゴムのため廃プラ類に分類）
	⑬金属くず	鉄鋼又は非鉄金属の破片、研磨くず、切削くずなど
	⑭ガラス/コンクリート/陶磁器くず	コンクリート/セメント/モルタル/ガラス/陶磁器/れんが/ロックウール/スレート/アスファルト/コンクリートくず、廃石膏ボード、等（工作物の新築、改築又は除去に伴うものを除く）
	⑮鉱さい	高炉/転炉/電気炉などの残さ、不良鉱石など
	⑯がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリート/セメント/モルタル/ガラス/陶磁器/れんが/ロックウール/スレート/アスファルト/コンクリートくず、廃石膏ボード、等
	⑰動物のふん尿	牛、馬、豚、羊、山羊、鶏などのふん尿（畜産農業に係るもの）
	⑱動物の死体	牛、馬、豚、羊、山羊、鶏などの死体（畜産農業に係るもの）
	⑲ばいじん	汚泥、廃プラスチック類等焼却施設から発生する「ばいじん」であって、集じん施設で集められたもの
	⑳13号廃棄物	産業廃棄物を処分するために処理したもの（政令第2条第13号）

【特別管理産業廃棄物】

産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして、政令で定めるものをいいます（取扱いに注意を要するもの）。

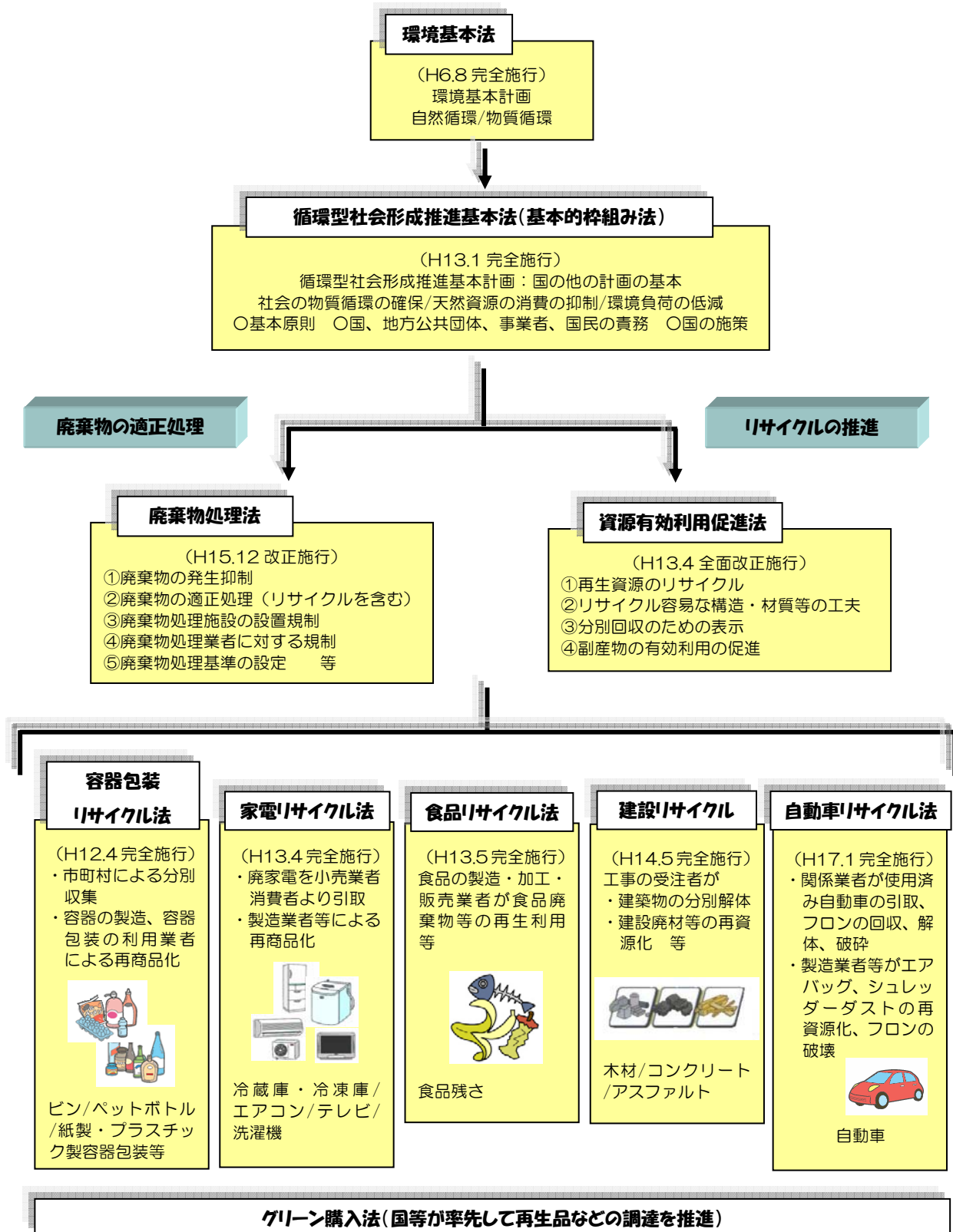
種 類		内 容
廃油		揮発性油、灯油類、軽油類等の燃えやすい廃油（タールピッチ類を除く） （燃えやすいもの：概ね引火点が70℃以下）
廃酸・廃アルカリ		pH（水素イオン濃度指数）が2.0以下の酸性廃液 pH（水素イオン濃度指数）が12.5以上のアルカリ性廃液
感染性産業廃棄物		感染性病原体を含むか、そのおそれのある産業廃棄物
特定有害産業廃棄物	廃PCB PCB汚染物 PCB処理物	<ul style="list-style-type: none"> ・廃PCB及びPCBを含む廃油 ・PCBが塗布されたり、染み込んだ紙くず/木くず/繊維くず ・PCBが付着もしくは封入された廃プラスチック類/金属くず/陶磁器くず
	廃石綿等	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物から除去した飛散性の吹付け石綿、石綿含有保温材やその除去工事中から排出されるプラスチックシートなどで石綿が付着しているおそれがあるもの。 ・大気汚染防止法の特定粉じん発生施設を有する事業場の集じん装置で集められた飛散性の石綿など
	有害産業廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・水銀、カドミウム、鉛、有機リン化合物、六価クロム、ヒ素、シアン、PCB、廃溶剤（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン）、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を基準値以上含んでいる汚泥、鉍さい、廃油、廃酸、廃アルカリ、燃え殻、ばいじん等 ・ダイオキシン類を基準以上含んだばいじん、燃え殻、汚泥など
指定有害廃棄物		硫酸ピッチ（法第16条の3、政令第15条）

【一般廃棄物/産業廃棄物識別シート】

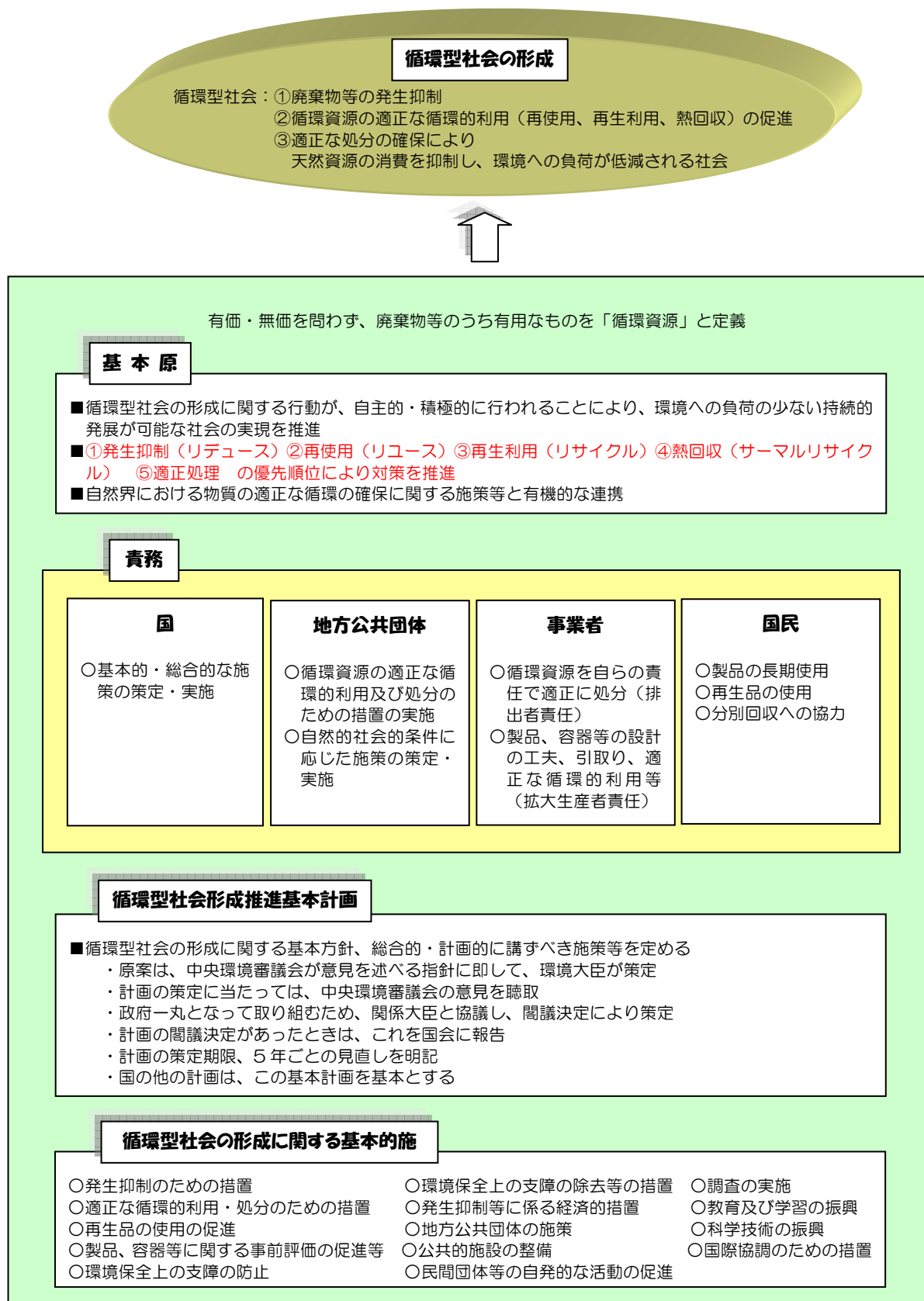


廃棄物・リサイクル関連法

(1) 概要 (体系図)

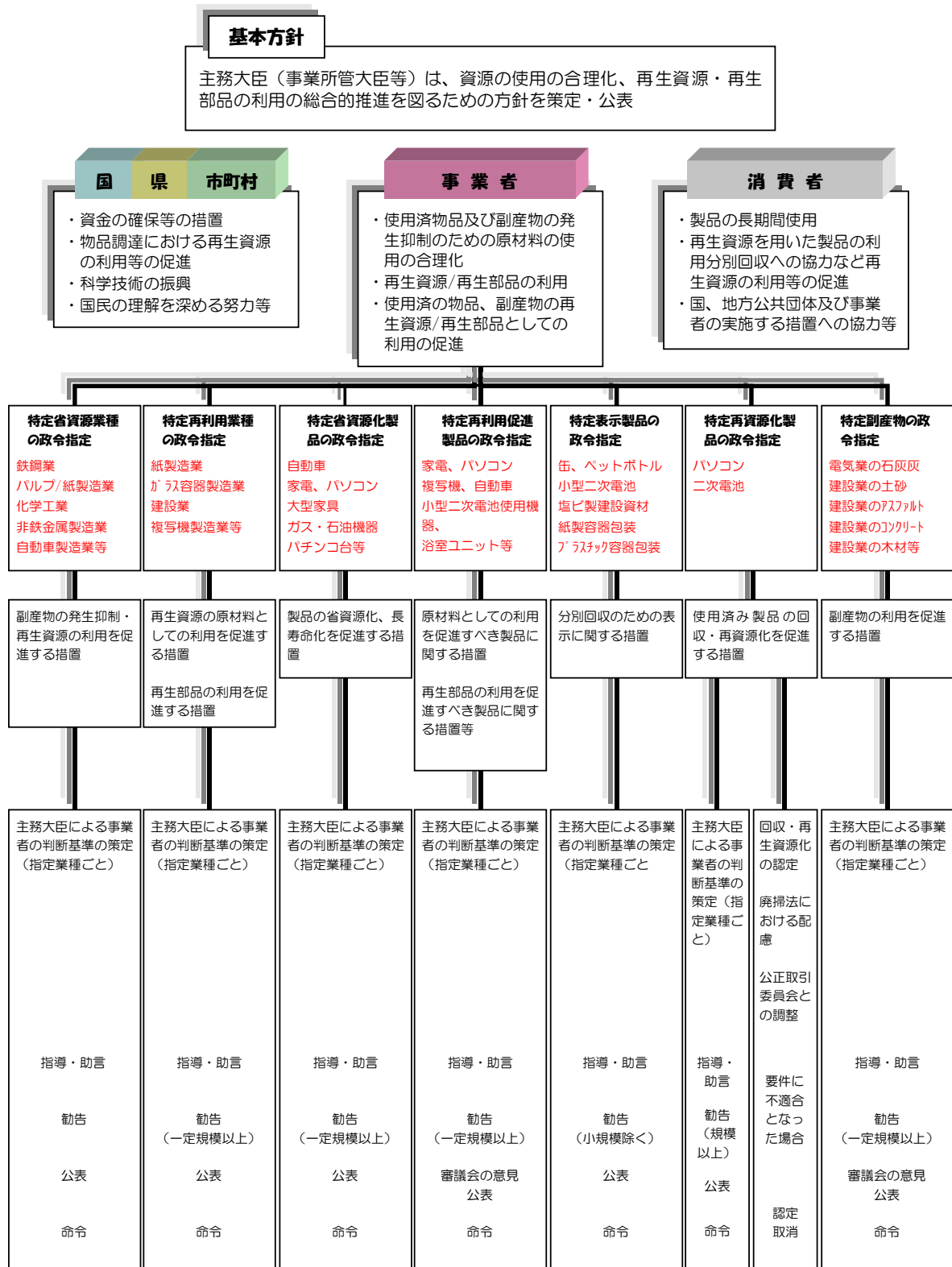


(2) 循環型社会形成推進基本法



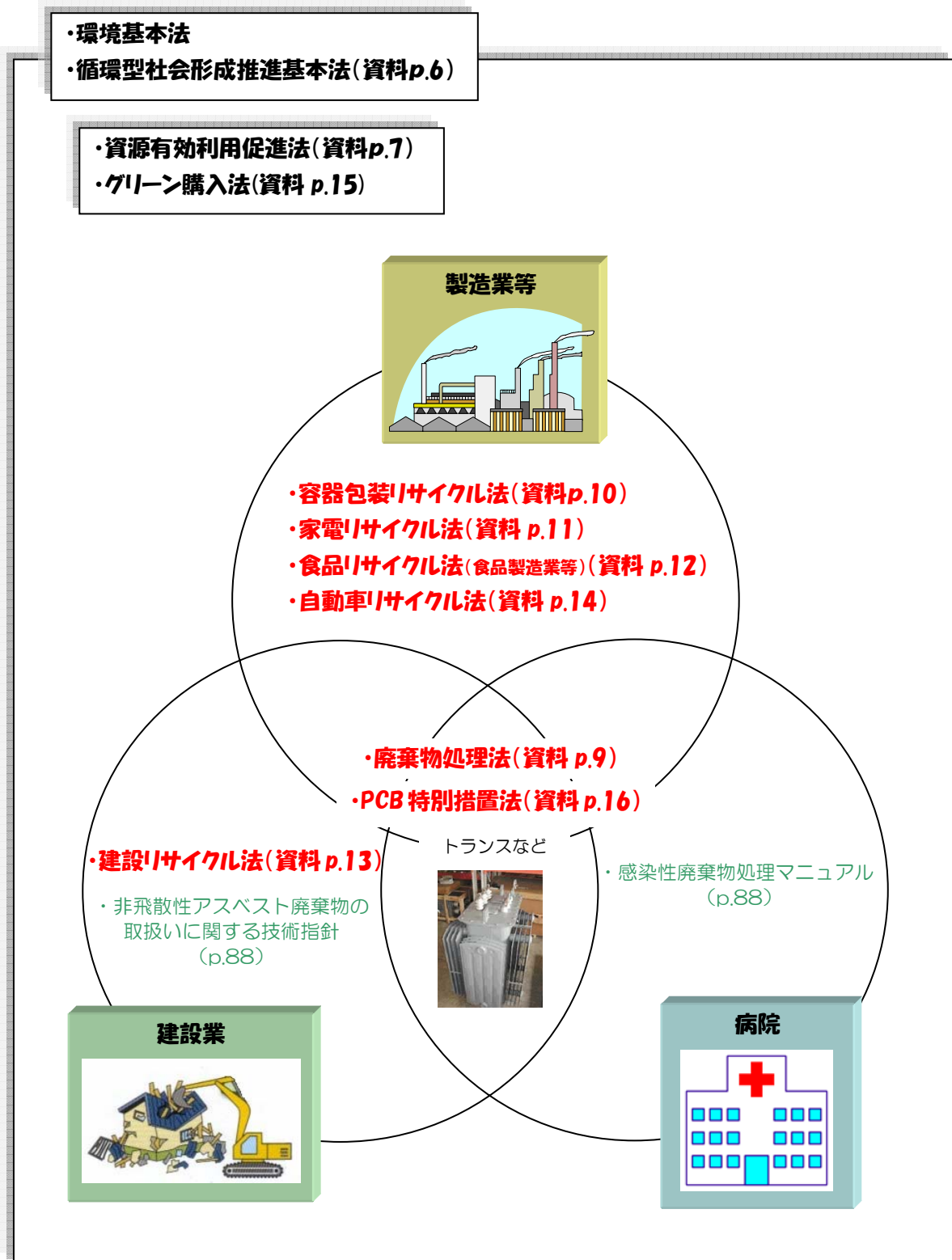
(3) 資源の有効な利用の促進等に関する法律

本法では、合計 10 業種 69 品目を対象に各事業者に 3R すべてを取組として求めることができ、産業廃棄物対策や製品の設計という上流段階から、回収・リサイクルという下流段階までカバーしています。



(4) 業種別関係法令 (製造業等、建設業、病院)

※廃棄物・リサイクル関連法に限る。

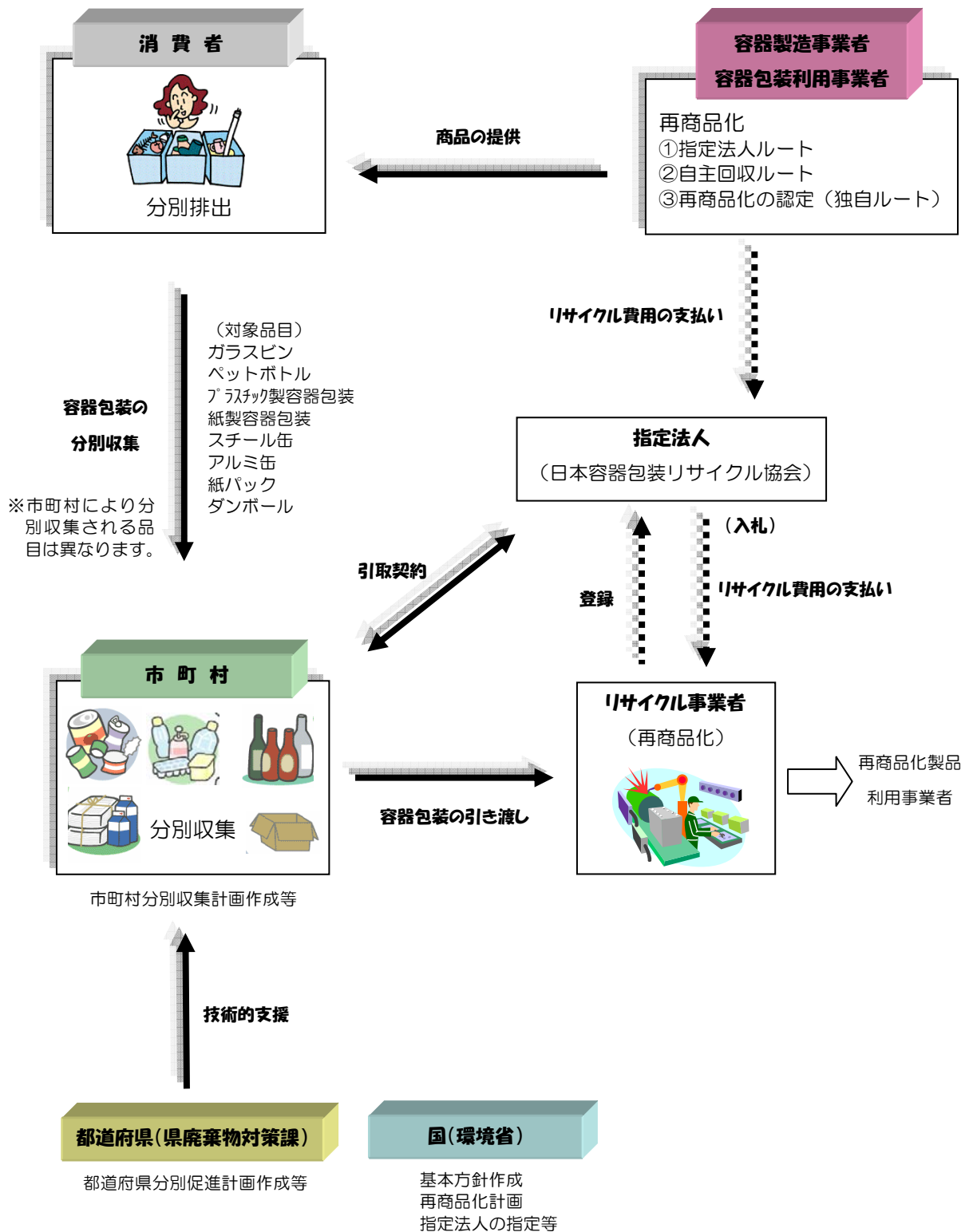


(5) 廃棄物処理法

<p>目的</p>	<p>① 廃棄物の発生抑制 ② 廃棄物の適正な処理（収集、運搬、保管、処分、再生等） ③ 生活環境の清潔保持により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図る</p>					
<p>廃棄物の種類</p>	<p style="text-align: center;">廃棄物 汚物又は不要物であって固形状又は液状のもの（放射性物質等を除く。）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;"> <p>一般廃棄物 産業廃棄物以外の廃棄物 (家庭から排出されるごみ等)</p> </td> <td style="width: 50%; text-align: center;"> <p>産業廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、 燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類等</p> </td> </tr> </table>		<p>一般廃棄物 産業廃棄物以外の廃棄物 (家庭から排出されるごみ等)</p>	<p>産業廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、 燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類等</p>		
<p>一般廃棄物 産業廃棄物以外の廃棄物 (家庭から排出されるごみ等)</p>	<p>産業廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、 燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類等</p>					
<p>国民の責務</p>	<p style="text-align: center;">廃棄物の発生を抑制し、再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物を自ら処理すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し、国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。</p>					
<p>国の役割</p>	<p style="text-align: center;">国</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針の策定 ・廃棄物処理施設整備計画の策定 ・処理基準の設定 ・施設基準の設定 ・委託基準の設定 ・技術開発/情報収集等 					
<p style="writing-mode: vertical-rl;">廃棄物処理に係る主な規制（市町村及び都道府県の役割）</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-align: center;">市町村長</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">処理責任 市町村</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（一般廃棄物処理計画）の策定 ・市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに処理しなければならない ・市町村は一般廃棄物処理基準に従い一般廃棄物の処理を行う </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">一般廃棄物処理事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区域ごとに許可を受けなければならない ・一般廃棄物処理基準遵守 ・再委託の禁止 ・名義貸しの禁止 等 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">一般廃棄物処理施設設置者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置、譲渡等の許可を受けなければならない </div> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-align: center;">都道府県知事 (県廃棄物対策課)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">排出事業者 処理責任</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物を自ら処理しなければならない ・運搬されるまでの間の保管基準の遵守 ・産業廃棄物処理基準の遵守 ・委託に係る責任 ・委託基準の遵守 ・処理計画/実施状況報告作成等 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">産業廃棄物処理事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区域ごとに許可を受けなければならない ・産業廃棄物処理基準遵守 ・再委託の禁止 ・名義貸しの禁止 等 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">産業廃棄物処理施設設置者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置、譲渡等の許可を受けなければならない </div> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"> <p>その他：野焼きの禁止、海洋投入禁止等</p> </td> </tr> </table>		<p style="writing-mode: vertical-rl; text-align: center;">市町村長</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">処理責任 市町村</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（一般廃棄物処理計画）の策定 ・市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに処理しなければならない ・市町村は一般廃棄物処理基準に従い一般廃棄物の処理を行う </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">一般廃棄物処理事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区域ごとに許可を受けなければならない ・一般廃棄物処理基準遵守 ・再委託の禁止 ・名義貸しの禁止 等 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">一般廃棄物処理施設設置者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置、譲渡等の許可を受けなければならない </div>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-align: center;">都道府県知事 (県廃棄物対策課)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">排出事業者 処理責任</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物を自ら処理しなければならない ・運搬されるまでの間の保管基準の遵守 ・産業廃棄物処理基準の遵守 ・委託に係る責任 ・委託基準の遵守 ・処理計画/実施状況報告作成等 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">産業廃棄物処理事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区域ごとに許可を受けなければならない ・産業廃棄物処理基準遵守 ・再委託の禁止 ・名義貸しの禁止 等 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">産業廃棄物処理施設設置者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置、譲渡等の許可を受けなければならない </div>	<p>その他：野焼きの禁止、海洋投入禁止等</p>	
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-align: center;">市町村長</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">処理責任 市町村</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（一般廃棄物処理計画）の策定 ・市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに処理しなければならない ・市町村は一般廃棄物処理基準に従い一般廃棄物の処理を行う </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">一般廃棄物処理事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区域ごとに許可を受けなければならない ・一般廃棄物処理基準遵守 ・再委託の禁止 ・名義貸しの禁止 等 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">一般廃棄物処理施設設置者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置、譲渡等の許可を受けなければならない </div>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-align: center;">都道府県知事 (県廃棄物対策課)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">排出事業者 処理責任</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物を自ら処理しなければならない ・運搬されるまでの間の保管基準の遵守 ・産業廃棄物処理基準の遵守 ・委託に係る責任 ・委託基準の遵守 ・処理計画/実施状況報告作成等 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">産業廃棄物処理事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区域ごとに許可を受けなければならない ・産業廃棄物処理基準遵守 ・再委託の禁止 ・名義貸しの禁止 等 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">産業廃棄物処理施設設置者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置、譲渡等の許可を受けなければならない </div>					
<p>その他：野焼きの禁止、海洋投入禁止等</p>						

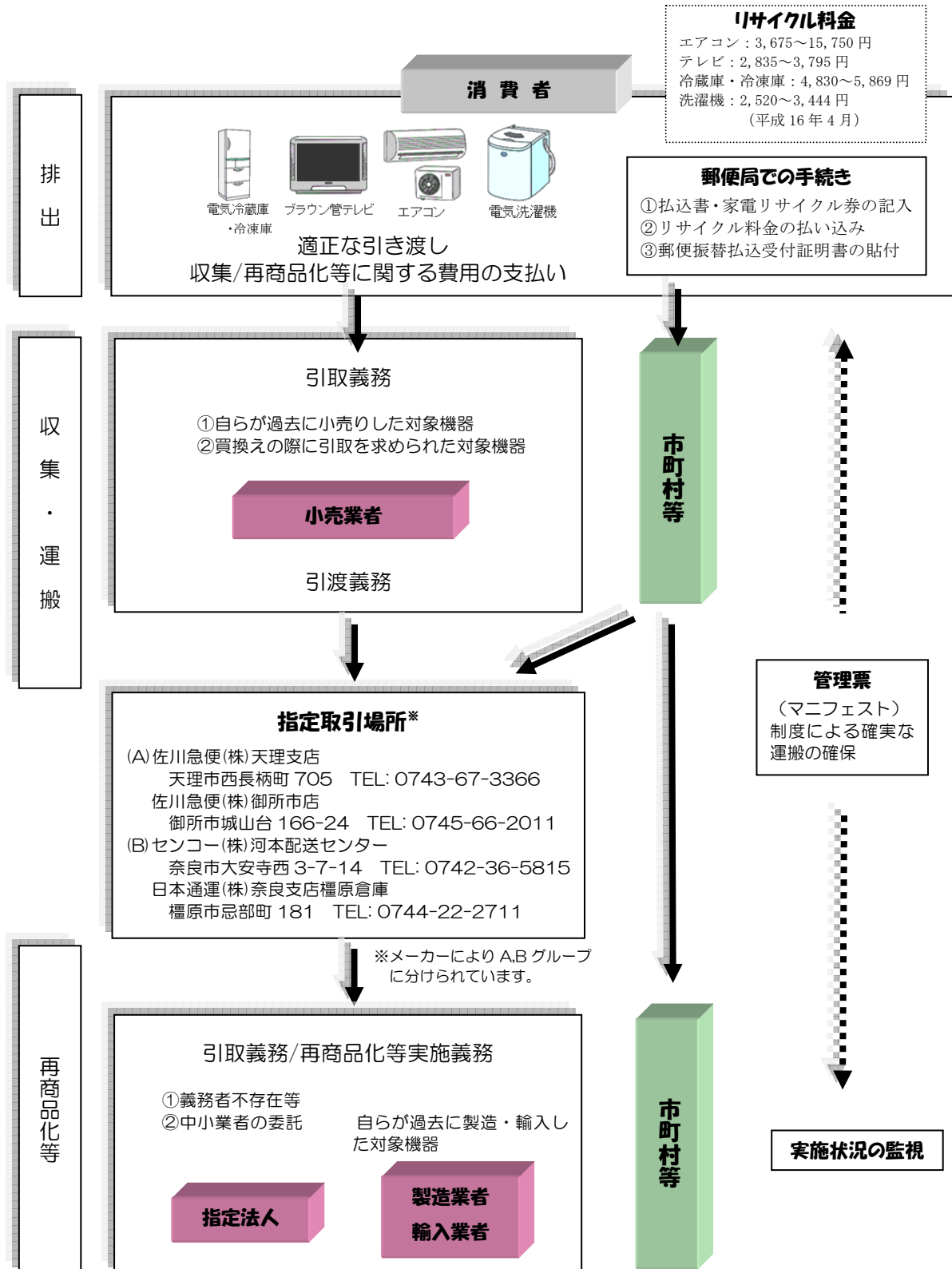
(6) 容器包装リサイクル法

本法は、家庭ごみに占める割合が容積比で約6割（全国）に達する容器包装廃棄物を対象に、資源として有効利用を進め、廃棄物の減量を目的として平成7年に制定されました。また、市町村のみが全面的に容器包装廃棄物（一般廃棄物）の処理責任を担うという考えを改め、消費者は分別排出、市町村は分別収集、事業者は再商品化という新たな役割分担を示したものです。



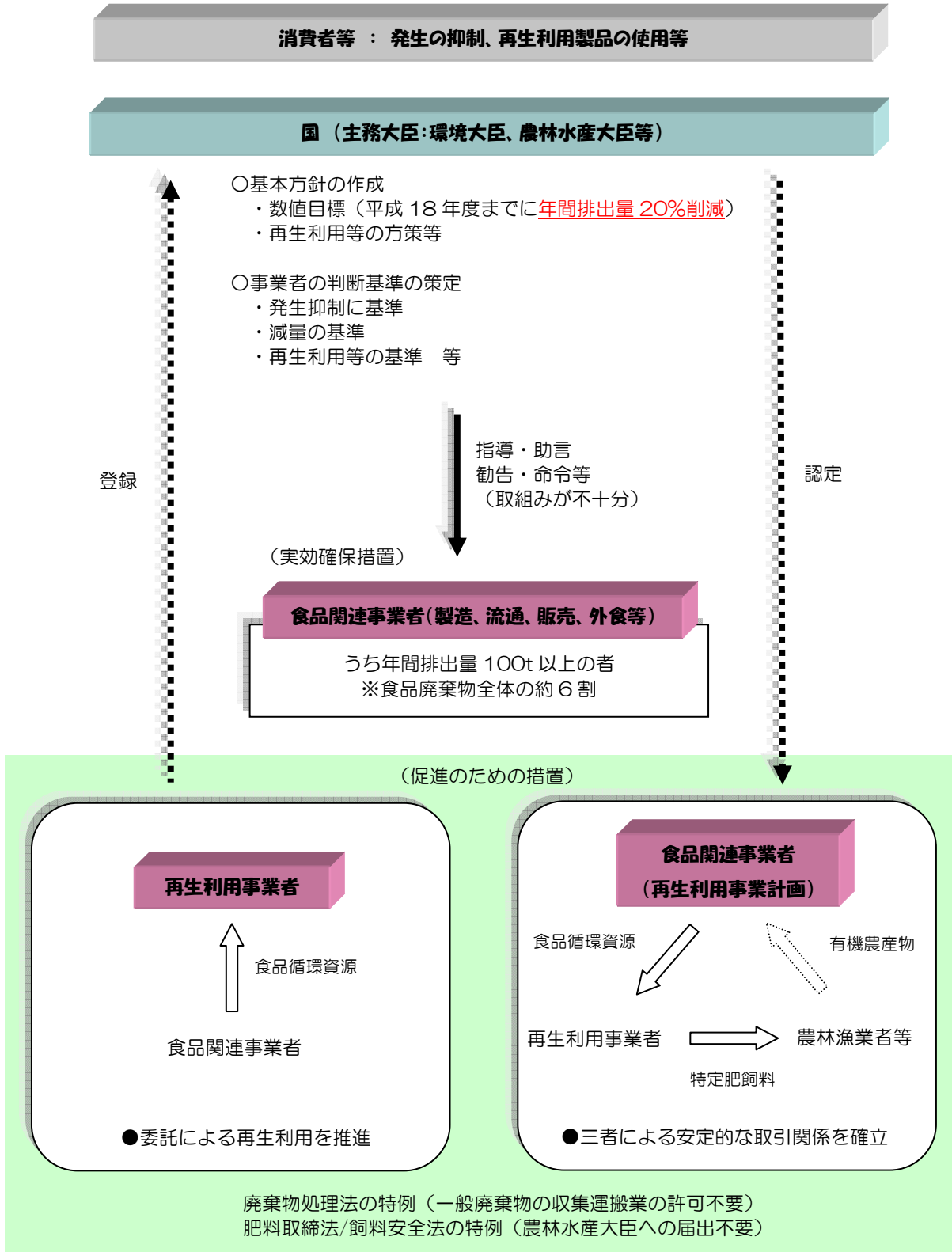
(7) 家電リサイクル法

家電リサイクル法では、家庭用エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫及び洗濯機の家電4品目について、小売業者による引取義務、及び製造業者等（製造業者、輸入業者）による再商品化（リサイクル）義務が課され、消費者（排出者）は、家電4品目を廃棄する際、収集運搬料金とリサイクル料金を負担しなければなりません。



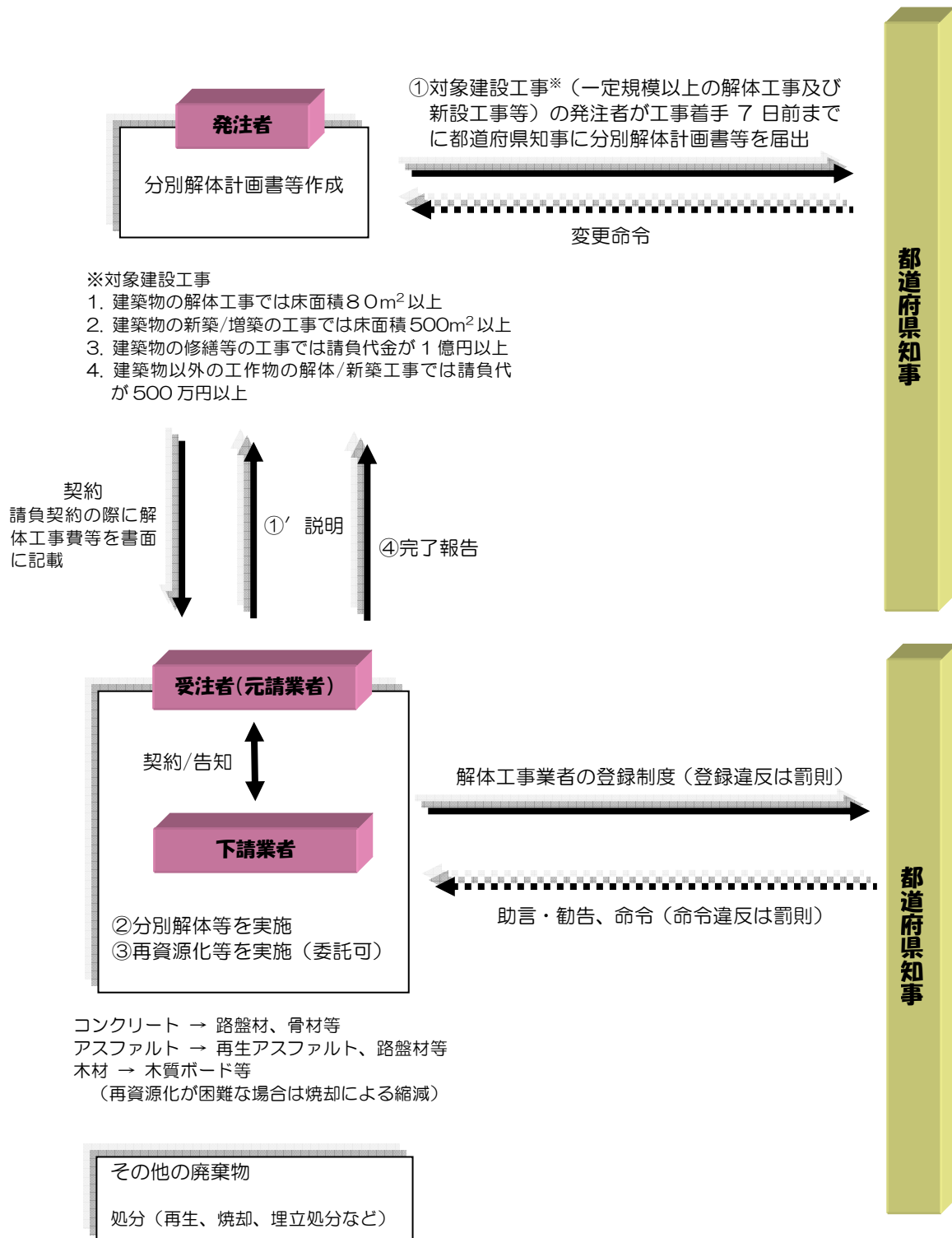
(8) 食品リサイクル法

食品リサイクル法は、事業者及び消費者は食品廃棄物等の発生抑制等に努め、食品関連事業者は主務大臣が定める再生利用等の基準に従い再生利用等に取り組むものとされ、主務大臣はこの基準に基づき食品関連事業者に対し、指導・助言・勧告及び命令を行うことができることを規定しています。



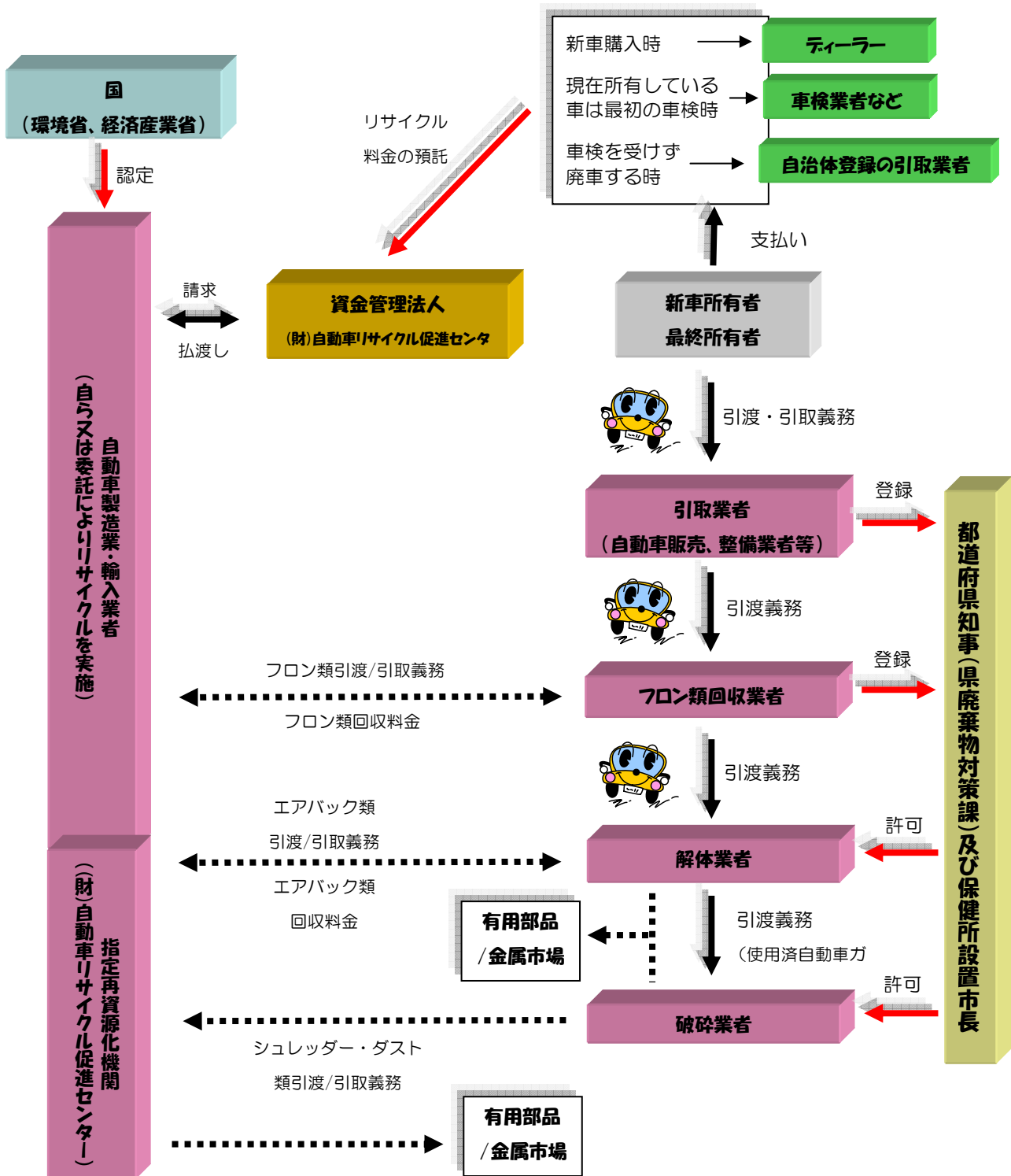
(9) 建設リサイクル法

建設リサイクル法は、特定建設資材（コンクリート、アスファルト、木材等）を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって一定規模以上の建設工事について、その受注者等に対し、分別解体等及び再資源化等を行うことを義務づけたものです。



(10) 自動車リサイクル法

自動車リサイクル法では、拡大生産者責任の考えに基づき、使用済自動車の処理過程で発生するフロン類、エアバック類及びシュレッダーダストについて、自動車製造業者及び輸入業者に対して引取り及びリサイクルを義務づけています。また、リサイクルに充てる費用は、リサイクル料金として新車販売時（制度施行時の既販車は最初の車検時まで）に自動車の所有者があらかじめ預託することとなります。製造業者等の倒産・解散による減失を防ぐため、リサイクル料金は資金管理人が管理し、製造業者等はリサイクルにあたりその払い戻しを請求できます。なおリサイクル料金はあらかじめ製造業者等が定めて公表し、不適正な料金設定に対しては国が是正を勧告します。



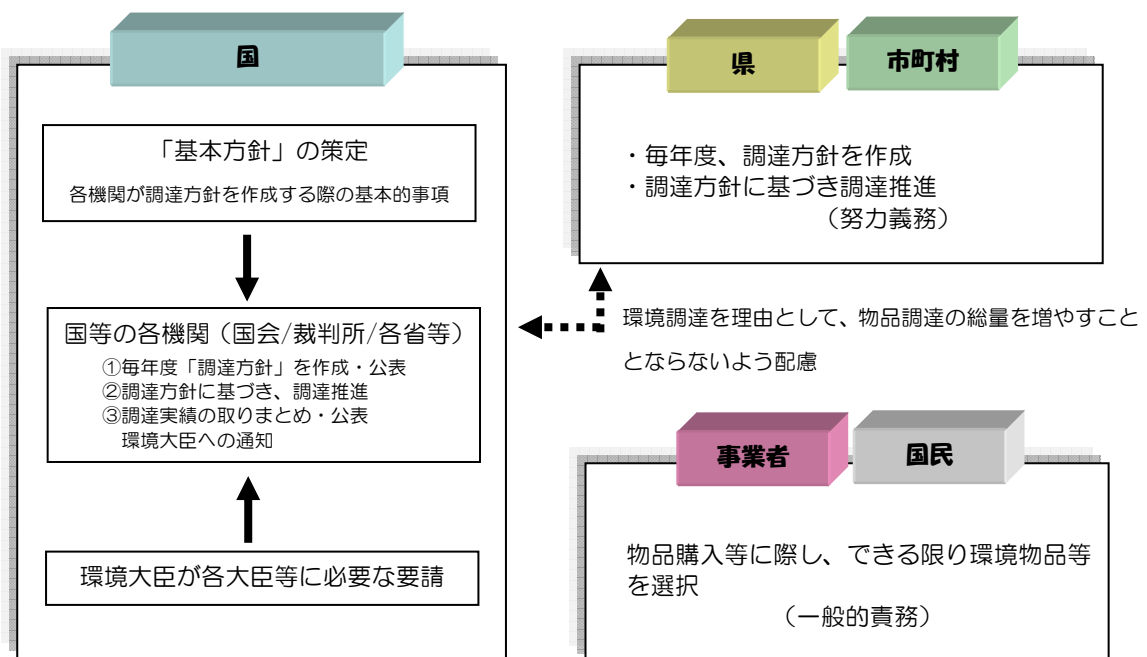
(11) グリーン購入法

グリーン購入法は、循環型社会基本法の趣旨に則り、国及び地方公共団体等の公的部門による環境物品等の調達への推進及び環境物品等に関する情報提供の推進により需要の転換を図り、循環型社会の形成に資することを目的としています。

目的

環境負荷の低減に資する物品・役務（環境物品等）について

- ① 国等の公的部門における調達の推進 → 環境負荷の少ない持続可能な社会の構築
- ② 情報提供など



情報提供

製品メーカー等：製造する物品等についての適切な環境情報の提供

環境ラベル等の情報提供団体：科学的見地、国際的整合性を踏まえた情報提供

国(政府)：製品メーカー、環境ラベル団体等が提供する情報を整理・分析して提供
適切な情報提供体制のあり方について引き続き検討

(12) PCB 特別措置法

PCB 特別措置法は、ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物が長期にわたり処分されていない状況にあるため、その処理のために必要な体制を整備することにより、確実かつ適正な処理を推進することを目的としています。

